

資料2

三重県議会規程の改正（オンライン会議への対応）について（案）

令和2年12月18日

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症等対策及び大規模な災害等の緊急事態への対策として、収集リスクがある場合の委員会への出席の特例について条例改正が行われるとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル」に協議・調整の場への参加に関して定められたことを踏まえて、それぞれの会議の規程において、オンラインによる参加を可能とするための所要の改正を行う。

2 対象規程

- ① 三重県議会代表者会議規程
- ② 三重県議会全員協議会規程
- ③ 三重県議会議案聴取会規程
- ④ 三重県議会委員長会議規程
- ⑤ 三重県議会広聴広報会議規程
- ⑥ 三重県議会各派世話人会規程
- ⑦ 三重県議会災害対策会議規程

3 改正内容

それぞれの規程に、出席の特例に関する条文を加える。

（基本となる構文）

第〇条の2

議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、会議を招集する場所に収集することが困難な構成員、代理者等若しくは構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を会議を招集する場所以外の場所から会議に参加させることができる。

2 構成員等が前項に規定する方法により会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

3 第1項に規定する方法により会議に参加した構成員等については、会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。

4 今後の予定

- 12月18日 規程改正案の議長決裁。
- 12月25日 県公報に登載。
- 1月 Wi-Fi 等の情報機器環境の整備を進める。

三重県議会代表者会議規程 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (代理者の出席) 第6条 代表者に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。 | (代理者の出席) 第6条 代表者に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。 |
| (議会運営委員長の出席) 第7条 議会運営委員長は、代表者会議に出席するものとし、発言することができる。 2 議会運営委員長に事故があるとき、又は議会運営委員長が欠けたときは、議長の許可を得て議会運営副委員長を代理者として出席させることができる。 | (議会運営委員長の出席) 第7条 議会運営委員長は、代表者会議に出席するものとし、発言することができる。 2 議会運営委員長に事故があるとき、又は議会運営委員長が欠けたときは、議長の許可を得て議会運営副委員長を代理者として出席させることができる。 |
| (出席要求) 第8条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることがある。 | (出席要求) 第8条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることがある。 |
| (出席の特例) <u>第8条の2 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第6条に規定する代理者、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。</u> <u>2 代表者等が前項に規定する方法により代表者会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u> <u>3 第1項に規定する方法により代表者会議に参加した代表者等については、代表者会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。</u> | 【新設】 |

三重県議会全員協議会規程 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| (出席要求) | (出席要求) |
| 第5条 議長が必要と認めるときは、説明のため議員以外の者の出席を求めることができる。 | 第5条 議長が必要と認めるときは、説明のため議員以外の者の出席を求めることができる。 |
| (出席の特例) | 【新設】 |
| <p><u>第5条の2 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他緊急事態が発生した場合において、全員協議会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議員以外の者（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該議員等を全員協議会を招集する場所以外の場所から全員協議会に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 議員等が前項に規定する方法により全員協議会に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する方法により全員協議会に参集した議員等については、全員協議会に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。</u></p> | |

三重県議会議案聴取会規程 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| (出席要求) | (出席要求) |
| 第5条 議案聴取会においては、説明のため議案等の提出者その他執行機関の職員の出席を求めるものとする。 | 第5条 議案聴取会においては、説明のため議案等の提出者その他執行機関の職員の出席を求めるものとする。 |
| (出席の特例) | 【新設】 |
| <p><u>第5条の2 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、議案聴取会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議案等の提出者その他執行機関の職員（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、当該議員等を議案聴取会を招集する場所以外の場所から議案聴取会に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 議員等が前項に規定する方法により議案聴取会に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する方法により議案聴取会に参加した議員等については、議案聴取会に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。</u></p> | |

三重県議会委員長会議規程 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| (出席要求) | (出席要求) |
| 第6条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。 | 第6条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。 |
| (出席の特例) | 【新設】 |
| <p>第6条の2 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員長会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を委員長会議を招集する場所以外の場所から委員長会議に参加させることができる。</p> <p>2 構成員等が前項に規定する方法により委員長会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第1項に規定する方法により委員長会議に参加した構成員等については、委員長会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。</p> | |
| (会議の公開) | (会議の公開) |
| 第7条 委員長会議は、これを公開する。ただし、出席した構成員及び副委員長の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。 | 第7条 委員長会議は、これを公開する。ただし、出席者の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。 |

三重県議会広聴広報会議規程 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(会議)</p> <p>第6条 広聴広報会議は、座長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が座長の職務を行う。</p> <p>3 広聴広報会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> | <p>(会議)</p> <p>第6条 広聴広報会議は、座長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が座長の職務を行う。</p> <p>3 広聴広報会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> |
| <p>(出席要求)</p> <p>第7条 座長が必要と認めるときは、説明のため委員以外の者の出席を求めることができる。</p> | <p>(出席要求)</p> <p>第7条 座長が必要と認めるときは、説明のため委員以外の者の出席を求めることができる。</p> |
| <p>(出席の特例)</p> <p><u>第7条の2 座長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、広聴広報会議を招集する場所に参集することが困難な委員若しくは前条に規定する委員以外の者（以下この条において「委員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該委員等を招集する場所以外の場所から広聴広報会議に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 委員等が前項に規定する方法により広聴広報会議に参加しようとするときは、座長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する方法により広聴広報会議に参加した委員等については、委員会に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。</u></p> | <p>【新設】</p> |

三重県議会各派世話人会 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| (会議) | (会議) |
| 第4条 各派世話人会に座長を置き、世話人の互選により選出する。 | 第4条 各派世話人会に座長を置き、世話人の互選により選出する。 |
| 2 各派世話人会は、座長が招集し、会議を主宰する。ただし、座長が選出されるまでの間は、事務局長が座長の職務を行う。 | 2 各派世話人会は、座長が招集し、会議を主宰する。ただし、座長が選出されるまでの間は、事務局長が座長の職務を行う。 |
| (届出) | (届出) |
| 第5条 会派が世話人を選出し、又は変更したときは、これを座長に届け出なければならない。ただし、座長が選出されるまでの間は、事務局長に届け出るものとする。 | 第5条 会派が世話人を選出し、又は変更したときは、これを座長に届け出なければならない。ただし、座長が選出されるまでの間は、事務局長に届け出るものとする。 |
| (代理者の出席) | (代理者の出席) |
| 第6条 世話人に事故があるときは、座長の許可を得て代理者を出席させることができる。 | 第6条 世話人に事故があるときは、座長の許可を得て代理者を出席させることができる。 |
| (出席の特例) | 【新設】 |
| <u>第6条の2 座長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、各派世話人会を招集する場所に参集することが困難な世話人、事務局長若しくは前条に規定する代理者（以下この条において「世話人等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該世話人等を各派世話人会を招集する場所以外の場所から各派世話人会に参加させることができる。</u> | |
| <u>2 世話人等が前項に規定する方法により各派世話人会に参加しようとするときは、座長の許可を得なければならない。</u> | |
| <u>3 第1項に規定する方法により各派世話人に参加した世話人等については、各派世話人会に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。</u> | |

三重県議会災害対策会議規程 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(代理者の出席)</p> <p>第6条 構成員に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。</p> | <p>(代理者の出席)</p> <p>第6条 構成員に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。</p> |
| <p>(出席要求)</p> <p>第7条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> | <p>(出席要求)</p> <p>第7条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> |
| <p><u>(出席の特例)</u></p> <p><u>第7条の2 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は緊急事態が発生した場合において、災害対策会議を招集する場所に参考することが困難な構成員、第6条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 構成員等が前項に規定する方法により災害対策会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する方法により災害対策会議に参加した構成員等については、災害対策会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。</u></p> | <p>【新設】</p> |